

第11号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正の背景

令和5年度中に、公的個人認証サービスの電子証明書の機能が、移動端末設備（以下「スマートフォン」という）に搭載されることが見込まれている。このことにより、スマートフォンを用いて、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末（マルチコピー機）にて印鑑登録証明書が交付可能となる。

根拠法である「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下、公的個人認証法という。）」の改正法の施行に間に合うように、品川区印鑑条例の規定整備を行う。

2 改正概要

多機能端末において、マイナンバーカード機能が搭載されたスマートフォンが使用可能となるように条例を整備する。

【現行】

「個人番号カード」（マイナンバーカード）を利用して、多機能端末により申請および交付が可能である。

【変更後】

現行の方法に加えて、「移動端末設備」を利用して申請および交付が可能となる。

- ・第20条に、「規則で定める移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

- ・付則に、公的個人認証法の施行の後、本条例を施行する旨を定める。

※施行規則は、公的個人認証法施行規則の改正の詳細が明らかとなり次第、別途定める。

3 新旧対照表

別紙参照

4 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に規定する日（同法第49条に係る部分に限る。）

またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日。

○品川区印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">昭和50年5月15日条例第12号</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード<u>または規則で定める移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u>を利用して、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に規定する日（同法第49条に係る部分に限る。）またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: right;">昭和50年5月15日条例第12号</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用して、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>